

KNC NETWORK NEWS

2016年7月9日 発行

気になる記事: 英EU離脱、市場動揺第2波。

円急伸、再び100円台、日本20年債 初のマイナス金利。英国による欧州連合

(EU)離脱決定の余波が金融市場を揺らし始めた

・英不動産ファンド解約増 ・伊で「不良債権」再燃。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

経営一言: 食べたものによって血や肉ができるように、思考は読んだものによってつづられます。知らないことを知るの、とても楽しいことです。 (昭和女子大学理事長・坂東 眞理子氏)

ー 所長コメント: 子供の時の親の躾(しつけ)、友人関係、その後の学校教育、人間関係で個人はつくられていきます。ある意味で、それらがトラウマとなって行動規範となっている。ー

源泉徴収義務 《税務》

デザイナーなどの個人事業主への支払いや、社員への給与支払いの際には、会社が支払金額に応じた所得税と復興特別所得税を差し引き、その分を国に納めます。国に納める義務のある立場の者を「源泉徴収義務者」といいます。

源泉徴収が必要な報酬であるにもかかわらず差し引かずに報酬を支払ったとしても、源泉徴収義務者は定められた金額を納めなければなりません。会社の負担が増えてしまいますので、必ず源泉所得税を控除して支払うようにしましょう。報酬・料金に消費税額が含まれているときは、原則として、消費税額を含めた金額が源泉徴収の対象になります。ただし、請求書で報酬・料金の額と消費税額が明確に区分されているときは、その報酬・料金の額だけを源泉徴収の対象とする金額にして問題ありません。

お中元シーズン、5千円の特例は 《税務》

一定額以上の交際費支出は損金算入できませんが、1人あたり5千円以内の飲食費は交際費から除外できるため、損金算入限度額を気にする必要はありません。この特例の対象になる飲食費には、接待飲食費に加え、得意先の業務遂行・行事開催への弁当差入れ費用も含まれます。

お中元の贈答は税務上、交際費として処理しますが、飲食物の詰め合わせをお中元として贈った時の支出につき、前記の5千円特例を使って損金算入したいところです。しかし、国税庁はお中元費用を5千円特例の対象外としているので、税務処理を誤らないよう注意が必要です。

勤の養い方 《経営》

勤とは、「直感的にさとる、心のはたらき」だということです(三省堂『国語辞典』)。勤の定義はともかく、一体、勤はどのように養うものなのでしょうか。

勤には、何かに有用な単純な動作や訓練によって習得出来るものもあります。子供の頃、川で釣竿を前後に動かして雑魚(ざこ)を釣る方法がありました。当然、たくさん釣る子もいれば、全然釣れない子もいました。ある時、よく釣れるこの動作を眺めていて偶然気付いたことがありました。竿の角度と前後させる幅が自分と違うのです。それを真似ているうちによく釣れるようになりました。

一般にどんな仕事も反復により徐々に上達する可能性が高いようです。しかし、反復する動作や訓練の方法を誤ると、有用な勤を養うどころか悪い癖を身に付けてしまいます。例えば、次のような心掛けで取り組むことが大事ではないでしょうか。(1)反復して習得するような技術や工夫は、手本となる人物を見習って訓練する(2)初心者からやや進んだ者の傾向として、物事に慣れたら(または飽きたら)勤は鈍くなる(3)勤とは何かを達成する秘訣と言っても良い。真剣な学習や体験により習得できる可能性が高い(4)勤を働かせるとは、物事の目的と目標を明確にして、観察する目の付けどころを真剣に探す行為である。

宗教法人の宿泊施設 《税務》

宗教法人は株式会社などの営利目的の法人とは異なり、物品販売業や不動産貸付業、倉庫業、飲食業など34種類の「収益事業」から生じた所得だけに法人税が課されます。

宿泊業も収益事業として課税対象になります。宗教法人が所有する宿泊施設に、信者や参詣人を宿泊させてお金を受け取る行為は、宿泊料をどのような名目で受け取っていても、収益事業として課税されます。

ただし、宗教活動に関連して利用される簡易な共同宿泊施設で、その宿泊料の額がすべて利用者につき1泊1千円以下、食事を提供するときは2食付で1500円以下であれば、税務上の収益事業にはなりません。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。